

実施設計業務要領

1 著作権

当該設計に係る著作権は、発注者に帰属する。

2 設計一般

- (1) この委託業務については、町の担当職員(以下「監督員」という)が監督を行う。
- (2) 発注者が示す予定工事費内で設計をまとめること。
- (3) 設計は建築・設備とも関係法令に適合すること。
特に、建築・設備とも将来の維持管理に支障をきたさないよう、十分考慮して設計すること。
- (4) 設計に着手する前に現地調査を行い、これに基づき監督員と打ち合わせをすること。
(調査日時は監督員が調整を行う)
- (5) 設計にあたってコスト縮減に配慮した設計とすること。
- (6) 成果物においては、指示された部数を提出すること。
- (7) 改修工事期間は令和8年中を予定しているが、単価の変動があった場合は単価入替業務に協力すること。

3 図面の作成方法

- (1) 用紙は受注者の負担とする。
- (2) 図面は工事ごとに整理統合して作図し、それぞれに一連の整理番号を付けること。
- (3) 図面タイトルは監督員の指示によること。
- (4) 図面に記入する文字は楷書で丁寧に記入すること。
- (5) 寸法の単位はメートル法により、寸法線の記載数字は原則としてmm単位で記入すること。
- (6) 図面の下段に事務所名及び建築士法第20条に基づく表示を行うこと。

4 仕様及び積算業務

- (1) 次に掲げる仕様書によること。
 - ① 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (最新版)
 - ② 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 同 上 (最新版)
 - ③ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 同 上 (最新版)
- (2) 積算は、次に掲げる基準によること。
 - ① 公共建築工事積算基準 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 (最新版)
 - ② 公共建築改修工事の積算マニュアル 同 上 (最新版)
 - ③ 公共建築(建築設備)数量積算基準 同 上 制定 (最新版)
 - ④ 公共建築工事共通費積算基準 同 上 制定 (最新版)
 - ⑤ 以上によることができないものは次による。
 - ・標準工事歩掛要覧 (財)経済調査会発行
 - ・建設工事標準歩掛 (財)建設物価調査会発行
 - ・建築数量積算基準・解説 建築積算研究会制定
 - ・その他 監督員の承諾したもの
- (3) 設計単価は次のとおりとし、刊行物等単価は掲載号名・ページなどを明示し、見積価格は比較表を添付する。
 - ① 材料単価・労務単価
 - (ア) 刊行物の単価のうち最安値の単価
 - (イ) (ア)によることができないものは、3社以上から徴収したうち最安値の見積単価
 - ② 複合単価(材工単価)
 - (ア) 4(2)に基づき①の単価を用いて求めた単価
 - (イ) (ア)によることができないものは、3社以上から徴収したうち最安値の見積複合単価
- (4) 積算は、後日、第三者が見ても容易にわかるようにまとめること。
- (5) 積算の根拠がカタログ等による場合には、根拠として写しを添付すること。
- (6) やむを得ず、使用材料等を指定する場合は、事前に監督員と協議し、2社以上指定すること。